

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害福祉に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害福祉に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奈良県香芝市長

公表日

令和7年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害福祉に関する事務
②事務の概要	1. 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費について申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務 2. 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費について申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務 3. 障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定請求受理、認定。障害児福祉手当及び特別障害者手当・(経過的)福祉手当の所得状況届、住所氏名変更、資格喪失に関する事務 4. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費の申請の受理、支給。障害支援区分の認定に関する事務 5. 身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務 6. 精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、等級変更、再交付、返還に関する事務 7. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費について申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務 8. 日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付の申請受理及び認定に関する事務 9. 補装具費の支給申請の受理、支給決定に関する事務 10. 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障がい者総合福祉システム

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 2. 4. 7. 8. 9.番号法第9条第1項 別表117の項 3. 番号法第9条第1項 別表67の項 5. 番号法第9条第1項 別表20の項 6. 番号法第9条第1項 別表22の項 10. 番号法第9条第1項 別表9の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【提供ができる根拠規定】 第2条の表11の項 第2条の表15の項 第2条の表16の項 第2条の表19の項 第2条の表20の項 第2条の表29の項 第2条の表42の項 第2条の表75の項 第2条の表80の項 第2条の表125の項 第2条の表146の項 【照会ができる根拠規定】 第2条の表144の項 3. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【提供ができる根拠規定】 第2条の表42の項 第2条の表80の項 第2条の表125の項 【照会ができる根拠規定】 第2条の表92の項 第2条の表93の項 第2条の表119の項 5. 6 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【提供ができる根拠規定】 第2条の表20の項 第2条の表48の項 第2条の表49の項 第2条の表53の項 第2条の表76の項 第2条の表77の項 第2条の表80の項 第2条の表81の項 第2条の表84の項 第2条の表141の項 10. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【提供ができる根拠規定】 第2条の表11の項 第2条の表15の項 第2条の表16の項 【照会ができる根拠規定】 第2条の表14の項 第2条の表15の項 第2条の表16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市健康福祉部社会福祉課 電話 0745-79-7151	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市健康福祉部社会福祉課 電話 0745-79-7151	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類を送付する際は、記載誤りがないか、宛先に間違いがないか、送付誤りがないかについて必ず複数人でチェックをおこなっている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】 [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■香芝市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止:施設内警備、時間制オートロック、監視カメラ24時間録画、業務外入退館記録管理 ・内部管理の徹底:特定個人情報が含まれる書類は鍵付きのキャビネット保管、USB内には情報を残留させず、又、物理キー付きパスワードUSBの使用を徹底。 ②技術的安全管理措置 ・障害者福祉システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

